

生活支援について:個人が申請

問合せ相談窓口

休業で家計が維持できない	▶ 貸付	緊急小口資金(特例) 貸付上限 10万円 (特別な場合は20万円) 据置期間:1年以内 償還期間:2年以内 ※据置期間とは:返済が猶予される期間。 ※償還期間とは:返済開始~終了までの期間。	▶	大阪市以外 → 大阪府社会福祉協議会 大阪市 → 大阪市(各区社協事務局) 堺市 → 堺市(各区社協事務所)
失業で家計が維持できない	▶ 貸付	総合支援資金(特例) 貸付上限 単身~15万円/二人以上世帯~20万円 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内	▶	
離職等で勤務できず家賃が払えない	▶ 貸付	住宅確保給付金 家賃実質支給4万円~6万2千円 支給期間:原則3ヶ月	▶	くらし再建パーソナルサポートセンター 06-6858-5075
解雇され住宅からの退去を余儀なくされた	▶ 貸与	府営住宅の一時提供 府営住宅の貸し出し 家賃月4000円 (使用期間は原則6か月以内)	▶	大阪府住宅経営室 06-6210-9738 06-6210-9739